

入管法の基礎知識

1. 日本への上陸について
2. 旅券とは？
3. 査証とは？
4. 在留資格とは？
5. 外国人登録とは？

日本入国のための申請手続

1. 査証発給の種類

- ① 入国前の外国人が直接、日本の在外公館に査証の発給申請をする方法
- ② 事前に「在留資格認定証明書」の交付を受け、在外公館に査証の発給申請をする方法

「在留資格認定証明書交付申請」のよくある具体例

- ① 外国人コックを呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ② 外国人の優秀なエンジニア等を呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ③ 日本企業の企業活動の国際化に伴う通訳・翻訳者の呼び寄せの場合 ⇒ [申請方法](#)
- ④ 日本人と外国人の結婚に伴い外国人配偶者を呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ⑤ 在日外国人の配偶者や子供を呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ⑥ その他外国人を日本に呼び寄せる場合

日本入国後の申請手続

1. 在留期間更新許可申請
2. 在留資格変更許可申請

「在留資格変更許可申請」のよくある具体例

- ① 「留学」で滞在していたところ、卒業に伴い日本企業への通訳としての就職が決まったために「人文知識・国際業務」への変更 ⇒ [申請方法](#)
- ② 「留学」で滞在していたところ、卒業に伴い日本企業への就職を希望しているが、卒業までに就職先が決まらなかったため、引き続き日本での就職活動を行いたいために「特定活動」への変更 ⇒ [申請方法](#)
- ③ ある在留資格によって日本に在留していたところ、日本人と結婚することが決まったため、現在の在留資格から「日本人の配偶者等」への変更 ⇒ [申請方法](#)

3. 資格外活動許可申請 ⇒ [申請方法](#)
4. 再入国許可申請 ⇒ [申請方法](#)

帰化許可申請

■永住許可申請と帰化許可申請の大きな違い

長年にわたり、日本で生活をしてきた外国人で、今後も日本での安定した暮らしを送りたいと望む外国人には「永住許可申請」と「帰化許可申請」という2つの選択があります。

今後、日本で安定した生活を送れることについては同じですが、大きな違いとして、「永住許可申請」は、国籍は現在の**外国国籍のまま**ですが、「帰化許可申請」は、現在の外国国籍を捨てなければならず、**日本国籍となる**ところに特徴があります。

外国国籍を失っても構わない場合は「帰化許可申請」ということになります。

■永住許可申請とは

外国人の方々が、長年、日本で堅実に生活を送り、在留期間を積み重ねていくと「帰化許可申請」が可能となります。外国人の方々が帰化許可申請により外国国籍を離脱し、日本国籍を取得すると「永住者」の在留資格取得の場合と同様に、下記のようなメリットがあり、より安定した生活を送ることができます。

- ① 就労制限のある在留資格で在留していた外国人にとっては、就労制限がなくなる。
- ② 在留期間が無期限となるので、在留期間の更新手続きの必要がなくなる。
- ③ 社会的信用性があがり、クレジットカードの申し込みや ローンが組めるようになる。

■ 帰化が許可されるための条件

まず、国籍法第5条（普通帰化）の条件を満たしているかどうか確認します。

条件を満たしていない場合は、国籍法第6条以下の住所・年齢・生計・能力条件の緩和により免除がみとめられるかどうかを確認します。

●国籍法第5条（普通帰化）

- ① 引き続き5年以上日本に住所を有すること（住所条件）
- ② 20歳以上で本国法によって能力を有すること（年齢条件）
- ③ 素行が善良であること
- ④ 自己または生計を一つにする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること（生計条件）
- ⑤ 国籍を有せず、または日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
- ⑥ 日本国憲法または政府を暴力で破壊したり、主張するような政党や団体を結成し、もしくはこれに加入したことがないこと。

●国籍法第6条（国籍法第5条①住所条件の緩和）

日系人や日本出生した場合は、国籍法第5条の住所条件を満たしていなくても帰化の許可申請をすることができます。

- ①外国に帰化した元日本人の実子で、引き続き3年以上日本に住所又は居所を有するもの
- ②外国人の子供で、引き続き3年以上日本に住所又は居所を有するもの
- ③親子2代にわたって日本で出生した外国人の子供は現に日本に住所又は居所を有していること。

●国籍法第7条（国籍法第5条①住所条件と④生計条件の緩和）

日本人と結婚した外国人は、国籍法第5条の住所条件と生計条件を満たしていなくても帰化の許可申請をすることができます。年齢条件も結婚により問題が無くなります。

また、外国人夫婦の一方が帰化を許可された場合は、もう一方の外国人は日本人と「結婚した外国人」となるため、緩和された条件により、同時に帰化許可申請をすることができます。

- ①日本人と結婚した外国人で、引き続き3年以上日本に住所または居所を有し、現に日本に住所を有するもの。
- ②日本人と結婚した外国人で、婚姻が3年以上継続しており、引き続き1年以上日本に住所を有する者。

●国籍法第8条（国籍法第5条①住所条件と②年齢条件と④生計条件の緩和）

本条の各規定に該当する外国人は国籍法第5条の住所条件と年齢条件と生計条件を満たしていなくても帰化の許可申請をすることができます。

- ①実親が日本人である外国人で、現に日本に住所を有するもの

※外国人の親が帰化を許可された場合は、この規定の「実親が日本人である外国人」となるため緩和された条件により、同時に帰化許可申請をすることができます。

- ②日本人の養子である外国人で、引き続き1年以上日本に住所を有し、かつ、外国人の本国法により養子縁組の時に未成年であったもの
- ③外国への帰化や国籍を離脱した元日本人で、現に日本に住所を有するもの
- ④日本生まれの無国籍者で、出生の時から引き続き3年以上日本に住所を有するもの。

■申請手続きの流れ

① 外国人本人又は行政書士等が同行して管轄法務局へ事前相談

個人により提出書類が異なりますので、事前に相談が必要です。



② 提出書類の作成・必要書類の収集



④ 住所地为管轄する法務局、地方法務局、支局に「帰化許可申請」を申請する



③ 書類の点検・受付。その後に審査開始。



⑧ 本人面接・追加書類提出・書類の補完



⑦ 法務大臣（法務省）に書類を送付。審査・調査。



⑥ 法務大臣の決裁。



⑤ 書類の点検・受付。その後に審査開始。



⑩ 許可



⑨ 本人へ許可通知・官報告示



⑨ 不許可



⑩ 本人へ不許可通知

永住許可申請

■ 永住許可申請と帰化許可申請の大きな違い

長年にわたり、日本で生活をしてきた外国人で、今後も日本での安定した暮らしを送りたいと望む外国人には「永住許可申請」と「帰化許可申請」という2つの選択があります。

今後、日本で安定した生活を送れることについては同じですが、大きな違いとして、「永住許可申請」は、国籍は現在の外国国籍のままですが、「帰化許可申請」は、現在の外国国籍を捨てなければならず、日本国籍となるところに特徴があります。

外国国籍を失いたくない場合は、「永住許可申請」ということになります。

■ 永住許可申請とは

外国人の方々が、長年、日本で堅実に生活を送り、在留期間を積み重ねていくと現在の在留資格から「永住者」の在留資格への変更申請が可能となります。この現在の在留資格から「永住者」への在留資格の変更の申請のことを永住許可申請といいます。

外国人の方々が永住許可申請により「永住者」の在留資格を取得すると下記のようなメリットがあり、より安定した生活を送ることができます。

- ① 就労制限のある在留資格で在留していた外国人にとっては、就労制限がなくなる。
- ② 在留期間が無期限となるので、在留期間の更新手続きの必要がなくなる。
- ③ 社会的信用性があがり、クレジットカードの申し込みや ローンが組めるようになる。

ただし、前述したとおり国籍は元の外国国籍のままですので、一時帰国の際の再入国許可申請等は必要です。

■ 永住が許可されるための要件

- ① 素行が善良であること
 - ② 独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること
 - ③ その者の永住が日本国の利益に合致すると認められること
- イ. 原則として引き続き※10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることが必要です。
- ロ. 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。
- ハ. 申請時現在の在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。
- ニ. 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※原則10年に関する特例

下記の場合は10年間の在留期間は必要なくそれぞれの在留期間で足ります。

- (1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上日本に在留していること。その実子等の場合は1年以上日本に継続して在留していること。

■申請手続きの流れ

① 外国人本人、行政書士等が必要書類を添付し「永住許可申請」を申請する

現在の在留資格の在留期間が切れる前に「永住許可申請」をします。



② 「永住許可申請」中に在留期間が切れる場合は、別途「在留期間更新許可申請」を申請する

「永住許可申請」中に現在の在留資格の在留期間が切れる場合は、現在の在留資格の在留期間が切れる前に「在留期間更新許可申請」をしなければなりません。



③ 問題がなければ「永住許可」

許可又は不許可の通知が届きますので、許可の場合は手数料8,000円が必要になります。

再入国許可申請

■ 再入国許可申請とは？

再入国許可申請とは、日本に在留する外国人が一時的に出国し再び日本に入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために一時出国に先立って行う申請のことをいいます。

日本に在留する外国人が再入国許可を受けずに出国すると、その外国人の在留資格及び在留期間は消滅してしまいますので、再入国許可申請を行います。

再入国許可には、1回限り有効のもの（手数料 3,000 円）と有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のもの（手数料 6,000 円）の2種類があります。

① 在留期間が切れる前に、外国人本人、行政書士等が「再入国許可申請」

.....
在留期間を超えて許可がおりることはありません。



② 即日に「再入国許可」

資格外活動許可申請

■ 資格外活動許可申請とは？

資格外活動許可とは、現在の在留資格の在留目的の活動を行いつつ、本来の活動の差し支えない範囲内で他の収入を伴う活動を行おうとする場合は、資格外活動許可申請をする必要があります。学生の傍らアルバイトを行う場合等が該当します。

なお、風俗関係営業所等でのアルバイトなどは禁止されています。

■ 「留学」「就学」の資格外活動の上限

① 留学生（専ら聴講による研究生又は聴講生を除く）

1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日につき8時間以内）

② 専ら聴講による研究生又は聴講生

1週について14時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日につき8時間以内）

③ 就学生

1日について4時間以内

④ 就職活動中の「特定活動」で在留する外国人

1週について28時間以内

⑤ 家族滞在

1週について28時間以内

■ 資格外活動許可の申請手続き

① 在留期間が切れる前に、外国人本人、行政書士等が「資格外活動許可申請」



② 即日「資格外活動許可」

③ある在留資格によって日本に在留していたところ、日本人と結婚することが決まったため、現在の在留資格から「日本人の配偶者等」への変更

■申請手続きの流れ

① ある在留資格で在留中に日本人と結婚したので「日本人の配偶者等」への在留資格変更

ある在留資格で日本に在留していたところ、日本人と結婚することになり、婚姻届を提出した場合は、その「ある在留資格」から「日本人の配偶者等」への在留資格の変更が必要です。



② 「ある在留資格」の在留期間が切れる前に、外国人本人、行政書士等が必要書類を添付し、「在留資格変更許可申請」を申請する

「ある在留資格」の在留期間が切れる前に忘れずに「在留資格変更許可申請」をする必要があります。



③ 問題がなければ「在留資格変更許可」

許可又は不許可の通知が届きますので、許可の場合は手数料 4,000 円が必要になります。

②「留学」で滞在していたところ、卒業に伴い日本企業への就職を希望しているが、卒業までに就職先が決まらなかったため、引き続き日本での就職活動を行いたいために「特定活動」への変更

■申請手続きの流れ

① 大学在学中に日本の企業への就職が決まらなかったため「特定活動」への在留資格変更

大学在学中に日本企業への就職が決まらなかったが、「留学」の在留期間が切れた後も引き続き日本で就職活動を行いたい場合は、「留学」から「特定活動」への在留資格の変更が必要です。



② 「留学」の在留期間が切れる前に、外国人本人、行政書士等が必要書類を添付し、「在留資格変更許可申請」を申請する

「留学」の在留期間が切れる前に忘れずに「在留資格変更許可申請」をする必要があります。



③ 問題がなければ「在留資格変更許可」

許可又は不許可の通知が届きますので、許可の場合は手数料 4,000 円が必要になります。

①「留学」で滞在していたところ、卒業に伴い日本企業への通訳としての就職が決まったために「人文知識・国際業務」への変更

■申請手続きの流れ

① 大学在学中に日本の企業への就職が決まったことに伴う在留資格変更事由の発生

大学在学中に日本企業への就職が決定し、大学卒業後、日本の企業で働くためには、「留学」から「人文知識・国際業務」への在留資格の変更が必要です。



② 「留学」の在留期間が切れる前に、外国人本人、行政書士等が必要書類を添付し、「在留資格変更許可申請」を申請する

「留学」の在留期間が切れる前に忘れずに「在留資格変更許可申請」をする必要があります。



③ 問題がなければ「在留資格変更許可」

許可又は不許可の通知が届きますので、許可の場合は手数料 4,000 円が必要になります。

⑤在日外国人の配偶者や子供を呼び寄せる場合の申請手続

■在日外国人の配偶者や子供の在留資格

「外交」「公用」「短期滞在」「家族滞在」「特定活動」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「永住者」以外の在留資格で滞在している在日外国人の**扶養を受ける**配偶者や子供を呼び寄せる場合の在留資格は「家族滞在」という在留資格になります。

■在日外国人の配偶者や子供を呼び寄せるための申請手続の流れ

① 在日外国人、行政書士等が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける

法務大臣が生活の安定性などを審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、外国にいる配偶者等に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう

法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



④ 特に問題がなければ査証が発給されます

④日本人と外国人の結婚に伴い外国人配偶者を呼び寄せる場合の申請手続

■日本人と結婚した外国人配偶者の在留資格

日本人と結婚した外国人配偶者を呼び寄せる場合の在留資格は「日本人の配偶者等」という在留資格になります。

「日本人の配偶者等」の在留資格とは、日本人の配偶者や特別養子または日本人の子として生まれた者がこの在留資格が該当し、いわゆる国際結婚がこれに該当します。

■日本人の配偶者の要件

①有効な婚姻であること。

※ 内縁関係は含まれません。

※ 婚姻関係が形式的であってはならず、同居しているなどの**実質的な婚姻関係**でなくてはなりません。

■日本人の配偶者を呼び寄せるための申請手続の流れ

① 結婚した日本人、行政書士等が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける

法務大臣が偽装結婚の有無や生活の安定性などを審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、日本人の配偶者である外国人に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう

法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



④ 特に問題がなければ査証が発給されます

③日本企業の企業活動の国際化に伴う通訳・翻訳者の呼び寄せの場合の申請手続

■通訳・翻訳者の在留資格

日本企業の企業活動の国際化に伴い通訳・翻訳者を呼び寄せせる場合の外国人の在留資格は「人文知識・国際業務」という在留資格になります。

「人文知識・国際業務」の在留資格とは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する場合に「人文知識・国際業務」の在留資格が該当し、通訳・翻訳者の場合はこの在留資格が該当します。

日本企業の国際化に伴い、外国企業との技術提携、合併会社の設立または、日本企業の海外進出等の分野において「人文知識・国際業務」の在留資格を取得した通訳・翻訳者としての外国人の来日が要請されています。

■通訳・翻訳者の上陸のための基準

- ① 従事しようとする業務が通訳・翻訳者であること。
 - ② 通訳・翻訳者としての実務経験が3年以上あること。ただし、大学を卒業している場合は、実務経験は必要ありません。
- ※ 労働の形態については、雇用に限りませんが、**継続的**である必要があります。
 - ※ 事業を**継続**して行い、**安定**していることが必要です。

■通訳・翻訳者を呼び寄せせるための申請手続の流れ

① 呼び寄せ企業、行政書士等が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける
.....
法務大臣が入国予定外国人の「人文知識・国際業務」の在留資格について条件に適合するか審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、入国予定の外国人に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう
.....
法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



④ 特に問題がなければ査証が発給されます

②外国人の優秀なエンジニア等呼び寄せせる場合の申請手続

■外国人エンジニア等の在留資格

外国人エンジニア等呼び寄せせる場合の外国人の在留資格は「技術」という在留資格になります。

「技術」の在留資格とは、**理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術または知識を要する業務に従事する場合**に「技術」の在留資格が該当します。

外国人エンジニア等呼び寄せせる具体例としては、IT関連企業などのIT技術者等を日本の同種の企業に呼び寄せせる場合に「技術」の在留資格をもって呼び寄せせることができます。

「技能」と「技術」の違いについては、「技能」の場合は自己の経験に基づいた能力を活用するのに対して、「技術」は学問上の理論に基づいた能力を活用するといった違いがあります。

■外国人エンジニア等の上陸のための基準

① 従事しようとする業務について、これに必要な技術もしくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、もしくはこれと同等以上の教育を受けまたは10年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期過程または専修学校の専門課程においてその技術または知識に係る科目を専攻した期間を含む）により、技術および知識を修得していること。

ただし、情報処理に関する技術または知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術にかんする試験に合格または、資格を有しているときは上記に該当していなくてもいいことになっています。

※ 労働の形態については、雇用に限りませんが、**継続的**である必要があります。

※ 事業を**継続**して行い、**安定**していることが必要です。

■外国人エンジニア等呼び寄せせるための申請手続きの流れ

① 呼び寄せ企業、行政書士等が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける
.....
法務大臣が入国予定外国人の「技術」の在留資格について条件に適合するかどうかを審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、入国予定の外国人に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう

法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



④ 特に問題がなければ査証が発給されます

①外国人コックを呼び寄せる場合の申請手続

■外国人コックの在留資格

外国人コックを呼び寄せる場合の外国人の在留資格は「技能」という在留資格になります。

「技能」の在留資格とは、簡単に言うと**熟練した技能を要する業務に従事する場合**に「技能」の在留資格が該当します。

具体的には外国人コックを呼び寄せる場合は、中華料理・フランス料理・イタリア料理・タイ料理などのそれぞれの国特有の日本人では出せない味を出す【熟練した技能を有するコック】を「技能」の在留資格をもって呼び寄せることができます。

■外国人コックの上陸のための基準

①外国人コックの報酬について、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると。

②料理の調理または食品の製造に係る技能で外国において考案され日本において特殊なものを要する業務に従事すること。

③技能について10年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理または食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む）を有する者。

※ 労働の形態については、雇用に限りませんが、**継続的**である必要があります。

※ 事業を**継続**して行い、**安定**していることが必要です。

※ **単純労働は認められず**、呼び寄せる外国人の知識・経験・技術が必要な業務を行ってもらうために呼び寄せることが可能であり、当該外国人でなければならない業務に限りません。

■外国人コックを呼び寄せるための申請手続の流れ

① 呼び寄せ企業、行政書士等が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける

法務大臣が入国予定外国人の「技能」の在留資格について条件に適合するかどうかを審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、入国予定の外国人に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう

法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



④ 特に問題がなければ査証が発給されます

日本入国後の申請手続

外国人の方が日本に上陸した後も、それぞれのケースに応じて申請手続が必要になります。

■在留期間更新許可申請

在留期間更新許可申請とは、現在**在留している外国人の在留期間がなくなった後も、引き続き日本で現在与えられている在留資格と同じ活動を希望する場合**に必要な手続きです。

外国人が取得した在留資格にはそれぞれ在留期間といい、日本でその活動を行うことができる期間が設けられており、この在留期間が到来した後も、引き続き日本で同じ活動を続けたい場合は、在留期間を更新して引き続き日本に滞在することができます。

なお、在留期間が過ぎてしまうとその外国人は不法在留となりますので、外国人本人や雇い入れ企業などは、在留期間が切れる前に忘れずに更新の申請をしなければなりません。

また、在留期間中に犯罪を犯した場合などは更新が許可されない場合もあり、申請すれば必ず許可されるものではありません。

在留期間更新許可申請は一般的に在留期間が切れる 2 ヶ月前から申請が可能となっており、手数料は 4,000 円となっています。

■在留資格変更許可申請

在留資格変更許可申請とは、**在留中の外国人が現在の在留資格と違う在留資格をもって日本での滞在を希望する場合**に必要な手続きです。

在留資格変更許可申請は変更を希望する時またはすでに変更が発生している場合に申請をすることができます。

「在留資格変更許可申請」のよくある具体例

- ①「留学」で滞在していたところ、卒業に伴い日本企業への通訳としての就職が決まったために「人文知識・国際業務」への変更 ⇒ [申請方法](#)
- ②「留学」で滞在していたところ、卒業に伴い日本企業への就職を希望しているが、卒業までに就職先が決まらなかったため、引き続き日本での就職活動を行いたいために「特定活動」への変更 ⇒ [申請方法](#)
- ③ある在留資格によって日本に在留していたところ、日本人と結婚することが決まったため、現在の在留資格から「日本人の配偶者等」への変更 ⇒ [申請方法](#)

■資格外活動許可申請

資格外活動許可申請とは、外国人が**現在の在留資格上の活動の他に、その在留資格以外の活動で収入を得ようとする場合**に必要な手続きです。

一般的には「留学」や大学卒業後も日本で就職活動を行う「特定活動」の在留資格を持つ外国人がアルバイトを行う場合に必要になります。⇒ [申請方法](#)

また、アルバイト先については風俗関係営業が営まれている事業所でないこと、別途定められたアルバイト可能時間を越えて働かないことを条件に資格外活動許可が与えられます。

■再入国許可申請

再入国許可申請とは、日本に在留している外国人が、帰省などの理由により、日本から一時的に出国する場合は、出国する前にあらかじめ再入国許可申請をすることにより、日本に帰ってきたばあいも簡単に入国をすることができます。

再入国許可には、1回のみでの再入国許可と何回でも再入国可能な再入国許可の2種類があります。⇒ [申請方法](#)

■在留特別許可

在留特別許可とは、退去強制事由に該当するに至った外国人が、法務大臣の退去強制の裁決に異議を申し立て、**退去強制事由に該当することになったが特別に在留の許可**をお願いする申請です。

法務大臣はその外国人の素行や人道的な配慮等の諸般の事情を考慮して、特別に在留を許可すべきかどうかを採決し、理由ありと採決した場合は在留が特別に許可されることになります。

在留特別許可については、規定があるわけではないので、許可か不許可かは個々の事案によることになります。

■上陸特別許可

上陸特別許可とは、以前日本に在留していた外国人が退去強制手続により、国外へ退去させられた場合は原則として5年間（場合によっては10年間）の間は上陸拒否期間となり日本に上陸することができません。しかし、法務大臣は国外に退去させられた外国人の諸般の事情を考慮して**上陸拒否期間であっても特別に上陸を許可**することができます。

在留特別許可と同じく、規定があるわけではないので、許可か不許可かは個々の事案によることになります。

日本入国のための申請手続

外国人の方が日本に上陸する為には、原則として日本の在外公館（在〇〇大使館・在〇〇領事館等）が発給した査証（ビザ）を受けた有効な旅券（パスポート）を空港などの上陸港において、在留資格と在留期間の記載のある上陸許可の証印を受ける必要があります。

■査証発給の種類

査証発給の手続きは大きく分けると2種類の方法があります。

① 入国前の外国人が直接、日本の在外公館に査証の発給申請をする方法

入国を希望する外国人が直接、日本の在外公館に査証の発給申請をする方法です。

外交・公用・短期滞在の在留資格による入国を希望する場合は、この方法に限り査証が発給されます。

その他の在留資格による入国を希望する場合もこちらの方法によることは可能ですが、査証発給の審査が長期間におよぶため、あまり利用されていないようです。

② 事前に「**在留資格認定証明書**」の交付を受け、在外公館に査証の発給申請をする方法

外国人の受入企業・団体や行政書士や弁護士、在日親族等が「在留資格認定証明書交付申請」を申請して、「在留資格認定証明書」の発行を受け、外国人本人に同証明書を送付し、外国人本人が同証明書を添付して在外公館に査証の発給申請を行う方法です。

「在留資格認定証明書」とは**日本に滞在を希望する外国人が日本で活動するための条件に適合しているかどうか**について**法務大臣が事前に審査**を行い、法務大臣がこの条件に適合していると判断した場合に、当該**外国人が条件に適合していることを証明する証明書**のことをいいます。

通常は発行された「在留資格認定証明書」を外国人本人に郵送し、その外国人が郵送されてきた「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請を行います。

「在留資格認定証明書」を添えることにより、法務大臣の事前審査が終えていることになるため、①より短期間で査証が発給されます。

なお、「在留資格認定証明書」が発行されたからといって必ず日本に入国できるわけではありません。発行後に上陸拒否に該当することが判明することや、査証が発給されないケースもあります。

また、「在留資格認定証明書」は発行後3ヶ月以内に日本に上陸しなければ効果を失いますので、スケジュールを調整して「在留資格認定証明書交付申請」をする必要があります。

① 受入れ企業、行政書士、在日親族が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける

.....
法務大臣が入国を希望する外国人について条件に適合するかどうかを事前審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、入国を希望する外国人に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう

.....
法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



③ 特に問題がなければ査証が発給されます

「在留資格認定証明書交付申請」のよくある具体例

- ① 外国人コックを呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ② 外国人の優秀なエンジニア等を呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ③ 日本企業の企業活動の国際化に伴う通訳・翻訳者の呼び寄せの場合 ⇒ [申請方法](#)
- ④ 日本人と外国人の結婚に伴い外国人配偶者を呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ⑤ 在日外国人の配偶者や子供を呼び寄せる場合 ⇒ [申請方法](#)
- ⑥ その他外国人を日本に呼び寄せる場合

入管法の基礎知識

まずは、入管手続き全般の基礎知識を理解しておく必要があります。

■日本への上陸について

外国人の方が日本に上陸する為には、まずは**旅券（パスポート）**を所持し、日本の在外公館（在〇〇大使館・在〇〇領事館等）で、**査証（ビザ）**を受けなければ日本に上陸することができません。

次に日本上陸に際しては、空港などで、**上陸許可の証印**を受けることにより、日本に上陸が可能となります。

① 旅券（パスポート）の所持

有効な旅券（パスポート）の所持 **※有効期限や本物であること**



② 旅券（パスポート）に査証（ビザ）を受ける

査証（ビザ）を受ける必要がない場合もあります。



③ 空港などの上陸港において、在留資格と在留期間の記載のある上陸許可の証印を受ける



④ 日本に上陸

■旅券とは？

旅券とは一般的に【パスポート】と呼ばれているもののことをいいます。

簡単にいえば、ある人が外国に旅行する場合に、その**旅行者の身元を明らかにする身分を証明する文書**になっています。

パスポートには国籍・氏名・生年月日・住所・有効期限等が記載されており、写真が貼ってあり、これらにより「どこの国のどんな人」かが分かるように、出国する側の国が証明した身分証明書となっています。

パスポートには有効期限があり、有効な在留資格があれば、有効期限の間は日本に滞在することができます。

■ 査証とは？

査証とは、一般的に【ビザ】と呼ばれているものであり、外国にある日本の在外公館（在〇〇大使館・在〇〇領事館等）が、日本に入国を希望する外国人の方が、**日本に入国しても問題ないと判断した場合**に旅券（パスポート）に押す印（査証印）のことをいいます。

また、上陸許可の要件として、旅券（パスポート）に査証（ビザ）を受けていることが必要ですが、日本が各国との間に査証相互免除の取決めを結んでいる場合などの一定の場合には査証（ビザ）を取得しなくても日本上陸が可能となっています。

■ 在留資格とは？

在留資格とは、様々な目的で来日する外国人の方が日本に在留し活動するために必要な身分又は地位のことをいい、外国人の方が行う活動別に分類されています。

原則として外国人の方はその活動別に分類された在留資格を取得しなければならず、その**取得した在留資格による活動しか行うことができません。**

また、それぞれの在留資格ごとに在留することができる**在留期間**が定められており、原則として、その在留期間は日本に滞在することができます。

※取得した**在留資格以外の活動を行うことができる場合とは【資格外活動許可】**を取得した場合には一定の活動については取得した**在留資格以外の活動を行うことができます。**

■ 在留資格一覧表

① 就労が認められる在留資格

在留資格	行うことができる活動の具体例
外 交	外国政府の大使、公使、総領事等とその家族
公 用	外国政府の職員等とその家族
教 授	大学の教授、講師など
芸 術	作曲家、画家、著述家、写真家など
宗 教	外国の宗教団体から派遣された宣教師など
報 道	外国の報道機関の記者、カメラマンなど
投資・経営	経営者、管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士など
医 療	医師、歯科医師、薬剤師、看護師
研 究	政府関係機関や企業等の研究者
教 育	小学校・中学校・高校の語学教師など
技 術	機械工学、情報処理技術等の技術者
人文知識・国際業務	デザイナー、通訳・企業の語学教師など
企業内転勤	外国事業者からの転勤者

興行	プロスポーツ選手、ダンサー、歌手、俳優など
技能	外国料理のシェフ、貴金属加工職人、パイロット、スポーツ指導者など

② 就労が認められない在留資格

在留資格	行うことができる活動の具体例
文化活動	日本文化の研究者など
短期滞在	観光客、短期商用、親族・知人訪問、会議参加者など
留学	大学、短期大学、高等専門学校等の学生
就学	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	研修生
家族滞在	上記の「外交」「公用」「短期滞在」を除く在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子

③ 就労が認められるかどうか個々の許可内容によるもの

在留資格	行うことができる活動の具体例
特定活動	1.特定研究活動、特定研究事業活動 2.特定情報処理活動 3.1.または2.の扶養を受ける配偶者又は子など 4.外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、インターンシップ、技能実習の対象者などの法務大臣がここの外国人について特に指定する活動

④ 活動に制限のない在留資格

在留資格	行うことができる活動の具体例
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子など

■外国人登録とは？

外国人登録とは、出入国管理行政等の在留する外国人の方々の公正な管理を目的として定められている制度のことをいい、初めて入国した外国人の方は、原則として**上陸の翌日から起算して90日以内**に市区役所又は町村役場で外国人登録の手続が必要です。

また、「短期滞在」や「外交」「公用」の在留資格で入国する者等一定の場合には登録の必要はありません。

■ 出国命令と退去強制とは？

出国命令とは、不法残留者である外国人が、ある一定の条件を満たし、自ら出頭した場合の措置のことをいいます。退去強制だと次に日本に入国することができるまでの期間（上陸拒否期間といいます。）が5年間（場合によっては10年間）ですが、出国命令を受けた者は上陸拒否期間が1年間と大幅に短縮されます。

また、退去強制とは、退去強制事由に該当する外国人を国外に退去させるための手続きのことをいいます。退去強制の場合の上陸拒否期間は上記に示したとおり5年間（場合によっては10年間）となっています。なお、退去強制事由に該当するに至った場合であっても、その外国人に「特別に在留を許可すべき事由」がある場合には、法務大臣はその退去強制事由に該当する外国人の事情を考慮して**在留特別許可**をすることができます。